

## 携帯電話のフィルタリングサービスの適用について

### 1 18歳未満の契約者に対しては「フィルタリングサービス」を原則適用

ネット上の有害情報から青少年を守ることを目的とした、いわゆる「青少年ネット規制法」(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)が、平成20年6月11日の参議院本会議で可決・成立した。法律は、公布日から1年以内の政令で定めた日から施行される。法律では、インターネット接続サービスを提供する携帯電話・PHS事業者に対して、**利用者が18歳未満の青少年である場合には、保護者からの申し出がある場合を除いてフィルタリングサービスを適用することを義務付けている。**また、保護者に対しても、使用者が青少年であることを携帯電話・PHSの契約時に申し出る義務があるとしている。

	新規契約者の18歳未満のフィルタリング適用
ドコモ	2009年 1月下旬より順次適用
au	2009年 2月中に完了予定
ソフトバンク	2009年 2月より順次適用

### 2 現在、フィルタリングサービスを利用していない18歳未満のユーザーに対して

- 「ドコモ」 2008年10月下旬から2009年1月中旬までにサービスの利用意向を確認し、親権者から「不要」という申告がなければ、2009年1月下旬からフィルタリングを順次設定する。
- 「au」 利用していない18歳未満のユーザーの親権者に、2008年10月から2009年1月31日までに利用意思確認を行う。1月31日までに申し出がないユーザーに関しては、ブラックリスト<sup>1</sup>方式を2月中に適用する。小学生に対しては、ホワイトリスト<sup>1</sup>を適用する。
- 「ソフトバンク」 10月から複数回案内をして、利用の意志確認を行う。2009年1月末までに親権者からの申告がない場合は、2月から順次適用する。

#### 1 「ホワイトリスト」方式と「ブラックリスト」方式

##### ホワイトリスト方式とは...

閲覧できるホームページを携帯電話会社側で登録しておき、登録されていないホームページの閲覧をすべて禁止する方式。

##### ブラックリスト方式とは...

カテゴリ<sup>2</sup>ごとに見せたくないホームページのリストを携帯電話会社側で作成し、これらのホームページを見せないようにする方式。

#### 2 該当となりうるカテゴリ

アダルト、興味本位の暴力表現、自殺の誘発・助長・幫助、犯罪の誘引・助長・幫助  
出会い・ギャンブル・薬物乱用・成人嗜好などで青少年に悪影響を与えるもの